

2020 年 10 月 21 日

### 今年度の CPD 特例について

日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度はコロナ禍により業務上お時間が取れない、セミナーの開催が少ない等推測されるため、今年度に維持・更新申請する際の CPD につきましては、CPD 実績記録（様式 7）を 1 件でも提出していただければ承認とさせていただきます。

まだ CPD を取得できていない審査員の方がいらっしゃいましたら、下記 CLSAR ホームページ内の【4.自己学習型】をご参照いただければと存じます。

<継続的専門能力開発（CPD）について <http://www.clsar.jp/cpd.html>>

上記についてご不明な点等ございましたら CLSAR 事務局<info@clsar.jp>までお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

以上

学習サービス審査員評価登録センター（CLSAR）